

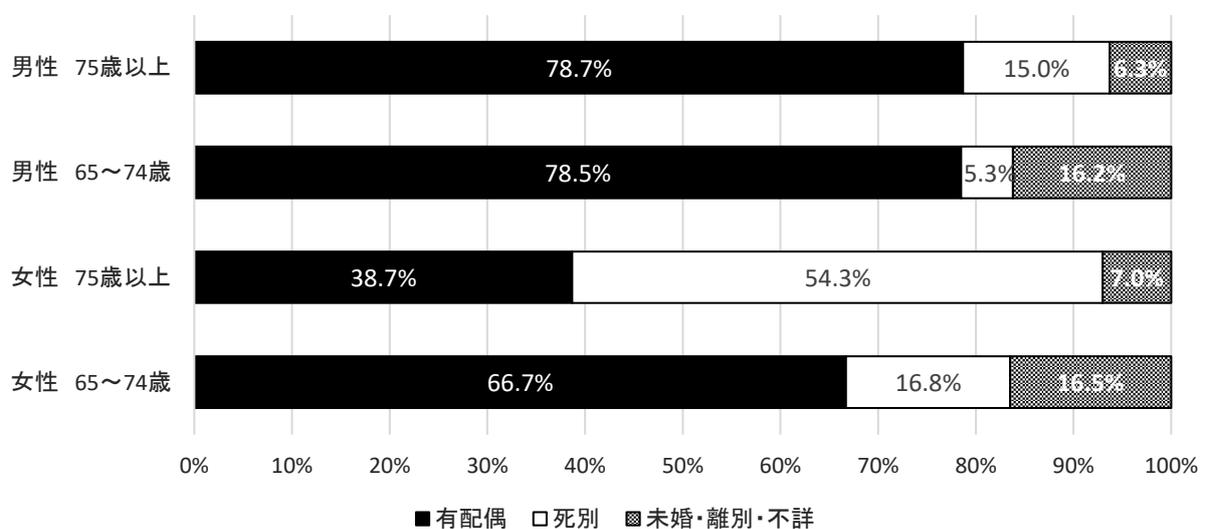
基本目標Ⅲ 生涯にわたる健康・福祉環境の整備

女性の身体に備わった妊娠・出産といった母性は、人間社会の存続には極めて重要で、女子差別撤廃条約においても、母性の保護を差別とみなしてはならないとしています。女性は、男性とは異なる生殖機能によって、一生を通じて女性特有の健康問題に直面する可能性があるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の考え方に立って、心身の健康を保障していく必要があります。

一方、超高齢化社会の到来により、高齢夫婦世帯や独居高齢者が増加しており、家族の力だけでは介護を行うことが困難な家庭が増えつつあることから、高齢者がいかに健康で生き生きと暮らしていくかが、ますます重要な課題となっています。中でも、高齢期の女性については、平均寿命の違いなどからひとり暮らしになる可能性が高く、生活の不安などの問題を抱えやすい状況です。（図表 16）

このため、生涯を通じた女性の性と生殖に関する健康支援、高齢者などが住み慣れた地域とともに支え合い、健康で安心して暮らせる環境の整備に努めます。

図表 16 深川市の年齢別配偶者関係



資料：総務省 令和2年国勢調査

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）とは

女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。

基本方向1 母性保護と生涯を通じた女性の健康支援

<現状と課題>

母性とは、妊娠・出産といった女性の身体に備わった機能のことですが、社会においては、子育て全般を含めて女性固有の役割としてとらえられる傾向にあるため、誰もがともに母性に対する正しい認識を深めることが重要です。

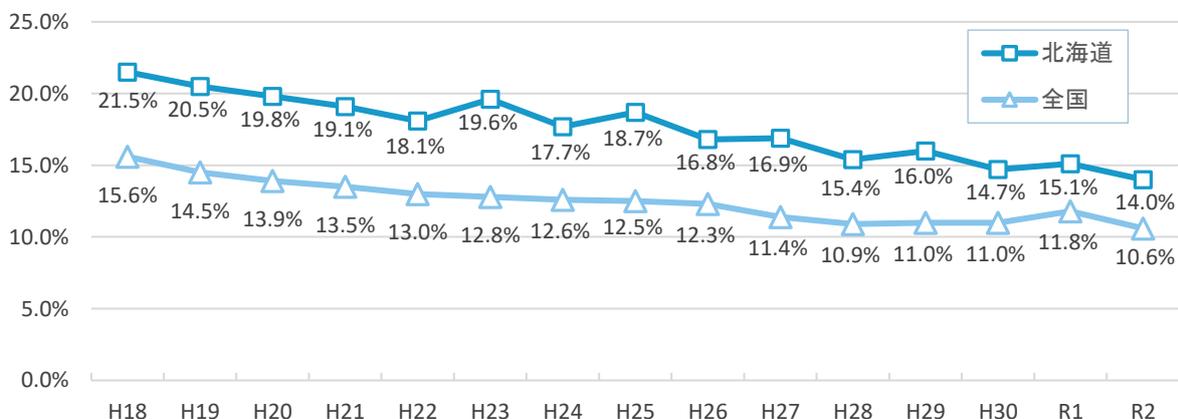
近年、女性の社会進出が進み、妊娠・出産後も働き続ける女性が多くなっており、こうした女性の自己実現のためには、職場において母性が尊重され、安心して出産できる労働環境の整備が求められています。男女雇用機会均等法では、事業主に対し妊産婦が健康診査受診のために必要な時間の確保や、勤務の軽減などの措置を講じるよう規定していますので、法の趣旨が広く社会に浸透されるよう啓発していくことが必要です。

女性には妊娠・出産にかかわる身体機能が備わっていることに伴い、生涯を通じて女性特有の健康問題が生じる可能性があります。また、予期せぬ妊娠を背景に、人工妊娠中絶を行わなければならない実態がみられますが、北海道の人工妊娠中絶の割合は、全国に比べ高く、女性の心身に大きな危害を及ぼしています。（図表 17）

このため、女性の性と生殖機能において心身ともに健康な状態が確保され、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかなどについて選ぶ自由を持ち、それを全ての人々の基本的権利として認めるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の考え方に立って、女性の生涯にわたる健康づくりを支援していくことが必要です。

また、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困などの課題があることや、思春期や更年期における健康上の問題や健康をおびやかすHIV/エイズや性感染症、薬物乱用などの問題に対しても、心と身体の両面からケアする取り組みを進めることが重要です。

図表 17 人工妊娠中絶の推移（出産千人当り）



資料：厚生労働省 人口動態統計

＜計画及び施策の基本方向＞

（１）母性の保護と母子保健の推進

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の考え方を尊重した母性に対する正しい認識の浸透と妊娠・出産の安全性確保のため、妊娠から出産まで一貫した健康診査や相談など母子保健対策の充実を図ります。
- ・事業所などには母性保護についての啓発、情報提供に努めます。
- ・子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む夫婦が、適切な情報をもとに、その対応について自己決定ができるよう、関係機関と連携し、相談機能や情報提供の充実と経済的負担の支援に努めます。

（２）女性の生涯にわたる健康づくりの推進

- ・国、北海道の支援制度や他自治体の取り組みを研究しながら、生理の貧困への対策について研究に努めます。
- ・女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたり自己の健康を適切に管理し、維持されるよう、HIV/エイズや性感染症、薬物乱用などを含む保健知識の普及啓発を図るとともに、健康教育、健康診査、健康相談などの保健事業の充実にも努めます。
- ・女性の健康増進のため、年齢や体力に応じたスポーツ活動への参加促進に努めます。

＜具体的な施策の取り組み＞

（１）母性の保護と母子保健の推進

No.	施策	取り組み	備考
46	妊産婦に対する母子保健サービスなどの充実	① 妊娠、出産の安全性を確保するため、妊娠期間中の健康診査の重要性について周知を図るとともに、妊婦健康診査の充実にも努めます。	
		② 妊娠、出産、育児の不安軽減のため、健康相談や訪問指導、マタニティサロンなどの母子保健サービスの充実にも努めます。	
		③ 経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦の支援にも努めます。	
47	望んだ時期に望んだ妊娠の支援	① 母子の健康を考慮し、望んだ時期に望んだ妊娠ができるよう知識の普及や相談の充実にも努めます。	
		② 不妊治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、不妊治療に要する費用への支援を行います。	
		③ 不妊や不妊治療による精神的な負担の軽減を図るため、不妊専門相談センターや医療施設などとも連携し、相談・情報提供の充実にも努めます。	

No.	施策	取り組み	備考
48	働く場における母性保護の促進	① 事業所などに対して、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。 ② 妊娠中及び出産後の女性労働者が医師などから指導を受けた場合、その指導事項が事業主に的確に伝達されるよう、母性健康管理指導事項連絡カードの制度周知と利用促進に努めます。	項番 26 ① 再掲

(2) 女性の生涯にわたる健康づくりの推進

No.	施策	取り組み	備考
49	保健知識の普及	① 女性の一生を通じて思春期や更年期など心身の変化とともに生じがちな健康上の課題やH I V/エイズ・性感染症についての知識の普及に努めます。 ② 保健推進員など健康づくりのリーダーを養成し、女性の健康づくりを支援します。 ③ 母性機能に著しい悪影響を与える薬物乱用の防止に向けて啓発に努めます。	
50	健康診査の充実	① 乳がん、子宮がんの早期発見、早期治療を図るため、健康診査の充実に努めます。 ② 女性を対象に骨粗しょう症検診を実施し、将来の骨折による寝たきり状態の予防に努めます。 ③ 職場での受診機会のない専業主婦などを対象に、健康診査の充実に努めるとともに、個別に健康度を評価し、生活習慣病の予防に努めます。	
51	健康に関する相談、支援の充実	① 国、北海道の支援制度や他自治体の取組を研究しながら、生理の貧困への対策について研究に努めます。 ② ライフステージに応じた健康上の相談に応じ、保健師、栄養士などが個人の健康に関する支援に努めます。 ③ 関係機関と連携し、H I V/エイズや性感染症などの相談業務の充実に努めます。	
52	スポーツ活動機会の充実	① 健康増進のため適切な運動習慣を普及させ、年齢や体力に応じてスポーツに参加できる機会の提供に努めます。	

基本方向2 高齢者などが安心して暮らせる環境の整備

<現状と課題>

日本人の平均寿命は、女性 87.57 歳、男性 81.47 歳（厚生労働省「令和3年簡易生命表」）と世界でも有数の長寿国ですが、急速な少子高齢化の進行により、内閣府「令和4年版高齢社会白書」では、65歳以上の人口が総人口に占める割合が28.9%と、世界でもっとも高齢化の進んだ国になりました。本市においても65歳以上の人口が43.1%（令和4年10月末現在）を占めており、高齢夫婦世帯や独居高齢者が増加しています。

一般的に高齢期の人々の生活は、長年の固定的な性別役割分担意識の結果、男性は日常生活での自立や地域社会との交流が不足し、女性は経済力が不足といった問題が起こりやすい状況にあり、子どもとの同居率が減少していることから、夫婦のどちらかが介護を行わなくてはならなくなった場合、これらの経験が不足していることにより、介護の負担がさらに大きくなる可能性があります。

また、平均寿命の違いなどから、ひとり暮らしになる可能性の高い高齢期の女性は、財産管理や社会の様々な制度の手続きなど、生活面での不安を抱えやすくなることから、相談体制の充実や生活支援など、安心して暮らせるための取り組みが求められます。

このため、高齢者が健康で自立した生活が継続できるよう介護予防や生きがいづくりを支援し、介護を必要とする状況になっても、可能な限り住み慣れた環境で生活が送れるよう、介護保険制度、福祉サービスの充実や地域の人々が互いに支え合う地域福祉活動を促進する必要があります。

ひとり親家庭にあっては、経済的基盤の弱さや子育てと仕事との両立が課題となっていることから、就労環境の整備や子育て支援など、生活の安定を促進していく必要があります。

<計画及び施策の基本方向>

（1）介護環境の充実

- ・高齢者などが住み慣れた地域や環境で自立した生活が送れるよう、高齢者などを社会全体で支える考え方に立った介護保険制度の普及とサービスの充実を図ります。
- ・介護をする人の負担の軽減や心のケアに努めます。
- ・高齢者などの積極的な地域活動などへの参画を促進するため、介護予防や生活支援の充実に努めます。

(2) 安定した老後生活の支援と地域福祉活動などの促進

- ・高齢者、特に高齢期の女性が日常生活を営むうえで抱える様々な不安や悩みの解消を図るため、年金・保健・医療・福祉などの相談窓口の充実や医療・生活支援サービスの提供に努めます。
- ・高齢者などが住み慣れた地域で、ともに支え合い、安心した生活が送れるよう、地域福祉活動の促進を図るとともに、生きがいづくり事業の充実に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援

- ・ひとり親家庭の生活の安定と生活支援のため、母子・父子自立支援員などによる情報提供や相談業務の充実、及び各種福祉、医療制度の利用促進に努めます。

<具体的な施策の取り組み>

(1) 介護環境の充実

No.	施策	取り組み	備考
53	介護保険事業の充実	① 市民に対して、介護サービスの適切な利用の促進を図るため、出前講座の活用等により介護保険制度や地域支援事業の制度内容と、利用できるサービス内容、相談窓口などの情報提供に取り組みます。	
		② 高齢者が介護を必要とする状態になっても、安心して生活ができるよう地域の実情に応じた居宅サービス・施設サービスの充実に努めます。	
		③ 利用者とサービス提供事業者との橋渡しとして重要な役割を担う介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、会議や研修会等を通じて情報交換や連絡体制の充実に努めます。	
		④ 近年、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加傾向にあることを踏まえ、高齢者が地域で尊厳を持って生活を送ることができるよう、生活する地域の身近なところでサービスを利用できる地域密着型サービスの充実に努めます。	
54	介護予防・生活支援の充実	① 要介護状態になることを予防し、地域活動への参加を促進するため、介護予防事業の開催や生活習慣病予防事業の充実に努めます。	
		② 可能な限り在宅での日常生活が継続されるよう、配食サービス、外出支援サービスなど生活支援事業の充実を図るとともに、市民による地域の支え合い活動の促進に努めます。	
55	相談窓口の充実	① 介護をする人の心身の負担を軽減するため、地域包括支援センターの専任職員をはじめ、各関係機関・団体の協力により相談業務の充実に努めます。	

(2) 安定した老後生活の支援と地域福祉活動などの促進

No.	施策	取り組み	備考
56	安定した老後生活の支援	① 時代の流れとともに変化する年金制度について、関心と理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談業務の充実に努めます。	
		② 高齢者などの様々な不安や悩みの解消を図るため、保健・医療・福祉などの関係各課との連携を強化し、相談窓口の充実に努めます。	
		③ 高齢者などを狙った悪徳商法が巧妙かつ悪質化しており、その被害防止のため、深川地域消費者センター機能や啓発活動の充実に努めます。	
		④ 高齢者などが安心して暮らせるよう、医療サービスの充実に努めます。	
		⑤ 高齢者などにとって安心な住環境づくりのため、バリアフリー（障壁のない）設計の住宅建設の奨励とバリアフリーリフォーム（障壁のない改築）促進のための情報提供、支援体制の充実に努めます。また、公営住宅についても、高齢世帯などに配慮した建設に努めます。	
57	地域福祉活動などの促進	① 地域支え合い活動の担い手を育成し、市民主体の福祉活動を支援していきます。	
		② 高齢者などが生きがいを持って、自立した生活を送ることができるよう、シルバークラブ連合会・単位シルバークラブの活動を支援し、生きがいづくり事業の充実に努めます。	

(3)ひとり親家庭の自立支援

No.	施策	取り組み	備考
58	相談機能の充実	① 母子・父子自立支援員や家庭児童相談員を配置し、子育てや生活相談をはじめ、就業情報などの提供に努めます。	
59	生活の安定と自立支援	① 生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当の支給や母子・父子（寡婦）福祉資金の貸付などの制度の利用促進に努めます。	
		② ひとり親家庭において、自立のための資格取得や疾病など日常生活に一時的な支障が生じた場合に支援する日常生活支援事業の充実に努めます。	
		③ 就業に必要な知識や技能を修得し、ひとり親家庭の保護者などの主体的な能力開発や働く場における常用雇用の促進など、母子・父子家庭の自立の促進に努めます。	
		④ ひとり親家庭の児童が養育費を取得できるよう、養育費についての取り決めの促進に努めます。	
		⑤ ひとり親家庭の児童とその保護者の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費支給事業の利用促進に努めます。	

